

令和3年4月 補助の範囲を拡充!

経営改善計画 策定支援事業

に係る計画策定費用一部補助のご案内

経営改善計画策定支援事業に係る 計画策定費用一部補助のご案内

和歌山県信用保証協会（以下、協会）では、国が実施する「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」（以下、国の支援事業）を利用された事業者には、計画策定費用の一部補助を行っています。

対象事業者

協会の保証利用があり、和歌山県経営改善支援センター（以下、経営改善支援センター）に国の支援事業の利用申請を行った事業者。

補助の範囲 ※令和3年4月より拡充いたしました

- ・経営改善計画策定に要する費用の6分の1（上限20万円） ※モニタリングに関する費用は補助対象外
- ・国の支援事業を複数回利用した場合、当補助についても複数回利用可能 ※協会補助額の上限は過去利用分と合算

〈補助額の例(単位:万円)〉

| 計画策定費用 | 国の補助額 計画策定費用の2/3(上限200万円) | 協会の補助額 計画策定費用の1/6(上限20万円) | お客様負担額 (国・協会の補助後) |
|--------|------------------------------|------------------------------|----------------------|
| 300 | 200 | 20 | 80 |
| 180 | 120 | 20 | 40 |
| 90 | 60 | 15 | 15 |
| 60 | 40 | 10 | 10 |

利用申請手続き

経営改善支援センターに「経営改善支援センター事業利用申請書」を提出後、原則、補助金が交付されるまでの間に以下の書類を協会に提出して下さい。受付後、利用が適当と認められる場合は「補助事業利用承諾通知書」を発行します。

- ① 補助事業利用申請書【協会独自様式】
- ② 経営改善支援センター事業利用申請書(写)
- ③ 申請者の概要(写)
- ④ 業務別見積明細書(写)
- ⑤ 認定支援機関ごとの見積書および単価表(写)
- ⑥ 計画策定支援に係る工程表(ガントチャート)(写)
- ⑦ 主要金融機関の確認書面(写)

交付申請手続き

経営改善支援センターから認定支援機関への補助金交付後、以下の書類を協会に提出して下さい。

- ① 補助金交付申請書【協会独自様式】
- ② 経営改善支援センター事業費用支払申請書(写)
- ③ 経営改善計画書(写)
- ④ 申請者による費用負担額(1/3)の支払いを示す*証憑類(写)
(*振込受付書、払込取扱票等)
- ⑤ 経営改善支援センターの計画策定費用支払通知書(写)

交付決定

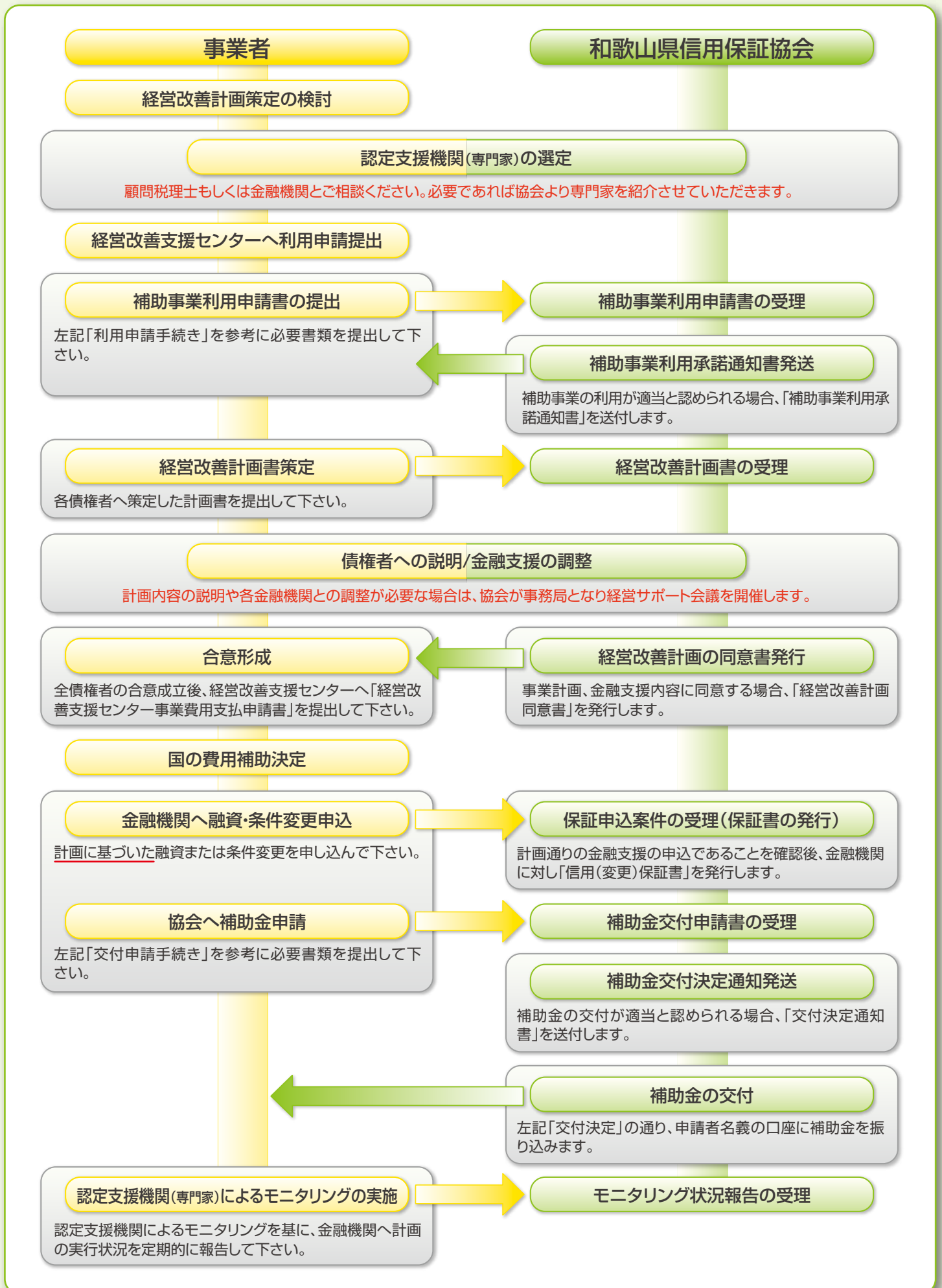
補助金交付申請書受付後、交付が適当と認められる場合は「補助金交付決定通知書」を発行し、交付申請書記載の申請者名義の口座に決定した補助金を振込みます。

補助の取消

以下に該当する場合は、補助決定後に補助の取消を行うことがあります。

- ① 虚偽の申請または不正行為と判断される申請・行為により国の支援事業による補助金を受けたとき
- ② 申請者が経営破綻する等、協会が補助金交付決定の取消が相当であると判断したとき

利用申請から補助支払いまでの流れ



認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

経営改善支援センター(全国47都道府県に設置)

費用の2/3を支援



連名で相談・申込み

中小企業・小規模事業者

- ・ 計画策定支援
- ・ フォローアップ



・ 費用の1/3を負担

認定支援機関(中小企業診断士・税理士・公認会計士等)

保証協会

経営改善計画策定
に要する費用の6
分の1(上限20万
円)を補助します。

金融機関

協議・相談



計画書提出

【お問合せ先・事務局】

「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の詳細につき
ましては、和歌山県経営改善支援センターにお問合せ下さい。

和歌山県経営改善支援センター
〒640-8567 和歌山市西汀丁36
電話：073-402-7788

お問合せ先

■ 本 所 経営支援課
〒640-8158 和歌山市十二番丁39番地
TEL. 073-433-9704

■ 田辺支所 業務課
〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘21番24号
TEL. 0739-22-4666